

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(支給の手續)</p> <p>第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、<u>墨田区規則</u>（以下「規則」という。）で定めるところにより支給を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還金)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>[同左]</p> <p>第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、<u>墨田区規則</u>で定めるところにより支給を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 [新設]</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセント</u>とする。</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、<u>墨田区規則</u>で定める。</p>

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

※災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で条例で定める率とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p>

【施行期日】平成31年4月1日

※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>(災害援護資金の限度額及び償還方法)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>の方法によるものとする。</p> <p>4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還又は半年賦償還</u>の方法によるものとする。</p> <p>4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p>
<p>(一時償還)</p> <p>第8条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、<u>前条第2項</u>の規定にかかわ</p>	<p>(保証人)</p> <p>第8条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、<u>保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 前項の保証人は、<u>災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第10条の規定による違約金を包含するものとする。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、<u>第7条第2項</u>の規定にかかわ</p>

らず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第10条 [略]

2 [略]

(法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合)

第11条 法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合とする。

(都道府県の貸付金の償還期間)

第12条 [略]

(国の貸付金の償還期間)

第13条 [略]

(法第14条の規定による貸付金の償還方法)

第14条 [略]

付 則

1 [略]

2 阪神・淡路大震災に係る法第11条第1項の規定による府県の貸付金（次項第1号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項の規定の適用

ならず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

[同左]

第10条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

[同左]

第11条 [略]

2 [略]

[同左]

第12条 法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合とする。

[同左]

第13条 [略]

[同左]

第14条 [略]

[同左]

第15条 [略]

付 則

1 [略]

2 阪神・淡路大震災に係る法第11条第1項の規定による府県の貸付金（次項第1号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項の規定の適用

については、市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第10条第1項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第171条の6第1項第五号に該当するものとみなす。

3 阪神・淡路大震災に係る法第12条第1項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第24条第1項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第6号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第26条第1項の規定は、適用されないものとする。

(1) 〔略〕

(2) 指定都市が第10条第1項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

については、市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第11条第1項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第171条の6第1項第五号に該当するものとみなす。

3 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 指定都市が第11条第1項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

【施行期日】平成31年4月1日